

揮発油販売業登録免許税の納付について

手続き

- 郵便局の窓口で揮発油販売業登録免許税の納付について伝える。
「納付書・領収書」を受け取る→2. 記載例参考
* 都市銀行でも可能
- 記載例（様式の一部は省略しています）

該当欄を記入して下さい。

国税 収納金 資金
3261

年度
.: .

税目番
2 2 1

国庫金
税目
税
特定信託の名称

○特定信託の各計算期間の所得に対する法人税を納付する場合には、「特定信託の名称」を記載して下さい。
◎「領収証書」の裏面をよく読んで、太線内の枠内を記載して下さい。

住所(所在地)
氏名(法人名)
フリガナ

領収済通知書

税務署名
ウラワ 税務

税務署番号
0 0 0 3 3 0 1 8

整理番号
.: . : . : . : . : .

納期等の区分
(自)年月日
.: . : . : . : .
(自)年月日
.: . : . : . : .

◎該当項目に○印を付して下さい

加算税
.: . : . : . : . : . : .

不納付 無申告 過少申告

電話番号
-

利子税
.: . : . : . : . : . : .

延滞税
.: . : . : . : . : . : .

合計額
.: . : . : . : . : . : . ¥ 3 0 0 0 0
合計額の金額東部には必ず「¥」字を記載して下さい

◎日本銀行(本店・支店・代理店・歳入代理店)(郵便局を含む)又は税

整理番号
.: . : . : . : . : .

(自)年月日
.: . : . : . : .

(自)年月日
.: . : . : . : .

指定区分 (指定順位) (分納回数)
.: . : . : . : . : .

(信託区画番)
.: . : . : .

上記の合計額を領収しまし
(領収日付)
○

証券番号
全部 一部

3. 上記の納付書原本を関東経済局資源エネルギー環境部資源・燃料課に提出

関係法令
品確法 (登録)
第3条 揮発油販売業を行おうとする者は、経済産業大臣の登録を受けなければならない。
登録免許税法 (課税標準及び税率)
第9条 登録免許税の課税標準及び税率は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、登記等の区分に応じ、別表第1の課税標準欄に掲げる金額又は数量及び同表の税率欄に掲げる割合又は金額による。
別表第1 課税範囲、課税標準及び税率の表 (第2条、第5条、第9条、第10条、第13条、第15条-第19条、第23条、第24条関係)
33の2. 揮発油販売業者の登録
[揮発油等の品質の確保等に関する法律\(昭和51年法律第88号\)第3条\(登録\)の揮発油販売業者の登録](#)
登録件数 1件につき30,000円